

## 厚真町ふるさと納税返礼品を募集しています

町では、まちづくりのための寄付の確保、地域特産品のPR、地域産業の活性化などの相乗効果を目的として、ふるさと納税をしていただいた方へ返礼品を贈呈しています。

厚真町の魅力の発信、地元特産品のPRができる商品またはサービスを提供する事業者および返礼品を募集していますので、ぜひ応募ください。募集する事業者・商品は以下の通りです。

### 事業者

(全てに該当する事業者)

- ①町内に事業所がある法人、団体または個人であること。
- ②生産、製造および販売に関する法令等を遵守していること。
- ③代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。

### 商品

(全てに該当する商品)



#### 詳しい内容・エントリーシートのダウンロード

町ホームページ内「厚真町ふるさと納税返礼品の募集について」をご覧ください

問い合わせ まちづくり推進課事業推進グループ内 厚真町地域特産品開発機構事務局 ☎ 27-3179

## 厚真町オリジナル婚姻届 ができました！

2月10日（金）から、厚真町ホームページ内で厚真町オリジナル婚姻届のダウンロードができます。山と海をモチーフにした2種類の婚姻届を作成しましたので、ぜひご利用ください。



#### ご利用にあたって

- オリジナル婚姻届は役場ではご用意していません。ご自身でダウンロードおよび印刷を行ってください。
- オリジナル婚姻届は必ずA3サイズで印刷してください。それ以外のサイズで印刷された場合は受理できません。

あつまるくんがお祝いに行きます！



オリジナル婚姻届は全国の市町村に届け出できますが、厚真町に届け出された場合は、提出特典として町公式キャラクターあつまるくんが窓口にお祝いに行きます。ご希望の方は、届け出日の1週間前までにお申し込みください。

問い合わせ  
市民福祉課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7871

## 確定申告

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の受付は  
3月15日(水)まで

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、ぜひご利用ください。ご質問は、e-TAX・作成コーナーヘルプデスクにお問い合わせください。

#### e-TAX・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)

苫小牧税務署では、確定申告会場を開設します。

申告会場 苫小牧市労働福祉センター  
2階ホール

期間 2月16日(木)～3月15日(水)  
※期間中の土・日曜日を除く。

受付時間 9:00～16:00

問い合わせ 苫小牧税務署  
☎ 0144-32-3165(代表)

## 平成28年分以降の確定申告書類の提出には マイナンバーの記載 + 本人確認書類が必要です！

平成28年分の確定申告から、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

#### マイナンバーカードをお持ちの方

- ・マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ・ご自宅等からe-TAXで送信すれば本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

#### マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類  
(ご本人のマイナンバーが確認できる書類)

○マイナンバー通知カード  
○住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)  
などのうちいずれか1つ

身元確認書類  
(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)

○運転免許証 ○パスポート ○在留カード  
○公的医療保険の被保険者証 ○身体障害者手帳  
などのうちいずれか1つ

## 住基カード ⇒ マイナンバーカードに切り替えを

マイナンバー制度の開始により、住基カードおよび住基カードに格納する公的個人認証サービスの電子証明書の交付は、昨年で終了しています。

すでにお持ちの住基カードの公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期限満了までご利用いただけますが、電子証明書が有効期限満了となった場合は、マイナンバーカードへの切り替えが必要です。



※マイナンバーカードは、制度上、即日の交付ができません。お早めに切り替えをお願いします。

## 町道民税の申告

平成29年度の町道民税の申告期限は、所得税および復興特別所得税の確定申告と同じく、3月15日(水)までです。※確定申告書を提出した場合は、町道民税の申告は必要ありません。確定申告の必要がない場合でも、寡婦(夫)、障がい等の申告が必要な場合があります。

#### 問い合わせ

<確定申告について>総務課 税務グループ ☎ 27-2481

<マイナンバーカードについて>市民福祉課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7871